

優生保護法訴訟東京弁護士と東京原告コメント

2022年2月22日

<弁護士より>

本日、大阪高等裁判所第5民事部において、優生保護法による被害者及びその配偶者に対して賠償を認める判決が出されました。

被害者側の請求を認める全国で初めての判決です。

いずれの被害者も手術から20年を経過して裁判を起しており、旧民法724条にある「不法行為の時から20年で損害賠償請求権は消滅する」という除斥期間が適用されるか大きな争点でしたが、判決は、①本件における「不法行為の時」は（母体保護法施行日前日まで不法行為が継続していたとして）平成8年9月25日であるとした上で、②除斥期間をそのまま適用することは著しく正義・公平の理念に反することから、「時効停止の規定の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報等へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから6か月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限される」として、③本件では、被害者らが、優生手術に関する訴訟の情報を得てから6か月以内に訴訟提起したので、除斥期間の適用は制限される（よって損害賠償請求権は消滅しない）と判断しました。

除斥期間の壁を乗り越えるため、正義を貫いた判決であり、大いに評価したいと思います。

東京高裁の判決も3月11日に控えています。正義に基づく判決が続くことを信じ、原告の北さんと一緒にその日を迎えたいと思います。

<東京原告（控訴人）北 三郎さんより>

大阪の判決の第一報を聞き、耳を疑いました。嬉しくて、言葉にできません。感無量です。今晚は寝られそうにありません。早速、線香を供え、女房には「大阪は勝ったよ。」と伝えました。

大阪の原告の方々もこれまで苦しんできたに違いありません。大阪でも除斥といわれると思っていましたが、弱い人に向き合ってくれた裁判官に感謝しています。また、支援してくださっているの方々にも本当に感謝しております。国には控訴してほしくありません。

そして、東京での裁判でも同じように判断してもらいたいです。